2　前項の「権利設定等面積」とは、対象農業者が所有権（使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）が年間を通じて設定されている田又は畑の所有権を除く。）又は使用収益権を有している田又は畑の面積（委託を受けて農作業を行うことを約した契約（受託者が農産物を生産するために必要となる基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものに限る。以下「農作業委託契約」という。）に基づき他の者から農作業の委託を受けた田又は畑の面積を含み、農作業委託契約に基づき他の者に対して農作業の委託をした田又は畑（当該他の者から法第五条第一項の規定による交付の申請があった場合における当該申請に係る田又は畑であって、その委託をした者が当該農作業の委託を行っていない部分に限る。）の面積を除く。）をいう。

第七条及び第八条を削る。

第九条（見出しを含む。）中「特定対象農産物」を「生産条件不利補正対象農産物」に、「それぞれ当該」を「、当該」に改め、同条に次の二号を加える。

五　そば　容積重の数値その他の事項

六　菜種　品種

第九条を第七条とする。

第十条（見出しを含む。）中「特定対象農産物」を「生産条件不利補正対象農産物」に、「それぞれ当該」を「、当該」に改め、「で対象農業者に係るもの」を削り、同条第一号中「法第三条第一項第二号の交付金を交付する年度（以下この条において「交付年度」という。）において」、「（春期には種する小麦（主として三月及び四月には種することにより生産される小麦をいう。以下同じ。）、秋期には種する小麦（主として九月から十一月までの間には種することにより生産される小麦をいう。以下同じ。）、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限り、種子又は麦芽の原料として集荷したものを除く。）」、「交付年度において」及び「（春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限り、種子又は麦芽の原料として集荷したものを除く。）」を削り、「であって」の下に「、第一条第一号に定める要件に該当し、かつ」を加え、「前条」を「前条第一号」に改め、同条第二号中「交付年度において」を削り、「販売の対象となされたもの（種子として販売することとされたもの及び黒大豆を除く。）又は委託を受けて大豆を販売する者に対し対象農業者が販売を委託して出荷したもの（種子として販売を委託して出荷したもの及び黒大豆を除く。）であって」を「当該対象農業者が販売の対象としたもの又は対象農業者が生産する大豆を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該大豆をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷したものであって、第一条第二号に定める要件に該当し、かつ」に、「前条」を「前条第二号」に改め、同条第三号中「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号。以下「価格調整法」という。）第二十一条の国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる価格調整法第二条第二項に規定する国内産糖の製造の用に供されたもの（価格調整法第十九条第一項に規定する指定地域の区域内において生産されたものに限る。）であって」を「第一条第三号に定める要件に該当し、かつ」に、「前条」を「前条第三号」に改め、同条第四号中「価格調整法第三十五条の国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる価格調整法第二条第六項に規定する国内産いもでん粉の製造の用に供されたもの（価格調整法第三十三条第一項に規定する指定地域の区域内において生産されたものに限る。）であって」を「第一条第四号に定める要件に該当し、かつ」に、「前条」を「前条第四号」に改め、同条に次の二号を加える。

五　そば　対象農業者が生産するそばを需要者に対し販売することを約した契約（当該そばをは種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）において当該対象農業者が販売の対象としたもの又は対象農業者が生産するそばを委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該そばをは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたもの（価格調整法第三十三条第一項に規定する指定地域の区域内において生産されたものに限る。）であって」を「第一条第四号に定める要件に該当し、かつ」に、「前条」を「前条第四号」に改め、同条に次の二号を加える。

六　菜種　対象農業者が生産する菜種を需要者に対し販売することを約した契約（当該菜種をは種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷したものであって、第一条第六号に定める要件に該当し、かつ、その品質が前条第六号に規定する規格に適合するものの数量

第十条を第八条とする。

第十一条第一項中「対象農産物」を「収入減少影響緩和対象農産物」に、「同項の交付金を交付する年度の前年度（以下「交付前年度」という。）」を「交付前年度」に改め、同項第一号中「（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。）第九条第一号の資金の貸付けの対象となったもの及び種子として販売し、又は販売を委託して出荷したものを除く。）であって」を「であって、第二条第一号に定める要件に該当し、かつ」に、「食糧法第五条第一項に規定する生産調整方針（同項の認定を受けたものに限る。以下「生産調整方針」という。）に従って対象農業者に対して交付前年度に設定された同条第二項第一号に規定する生産数量目標の対象とされたものの数量に限り、その数量が当該目標」を「その数量が生産調整方針に従って対象農業者に対して交付前年度に設定された生産数量目標」に改め、同号ロ中「（対象農業者が年間を通じて銘柄別の同一の販売価格で販売することとしたもの（その銘柄別の販売価格の設定が当該銘柄に係る市場価格の動向を十分に考慮して行われたと認められるものを除く。）を除く。）」を削り、同項第二号中「この場合において、同条第一号中「法第三条第一項第二号の交付金を交付する年度（以下この条において「交付年度」という。）」とあり、同号及び同条第二号中「交付年度」とあるのは、「交付前年度」とする。）」を削り、同条第二項中「対象農産物」を「収入減少影響緩和対象農産物」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「対象農産物」を「収入減少影響緩和対象農産物」に改め、同条を第十条とする。

第十三条第一項第二号イ中「対象農産物」を「収入減少影響緩和対象農産物」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条第二項第一号中「認定農業者」の下に、「基盤強化法第十四条の五第一項に規定する認定就農者」を加え、「第二条第一項」を「第三条」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条を第十二条とし、第十五条を第十三条とし、第十六条を削り、第十七条を第十四条とする。

附則第二条から第五条までを次のように改める。

第二条から第五条まで　削除

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第二号イ(1)中「認定農業者」の下に、「同法第十四条の五第一項に規定する認定就農者」を加え、「第二条第一項」を「第三条」に改める。

第四十三条第二号イ(1)中「認定農業者」の下に、「同法第十四条の五第一項に規定する認定就農者」を加え、「第二条第一項」を「第三条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の規定は、平成二十七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。